

歩行者利便増進道路（ほこみち）制度実施方針

第1 目的

本実施方針は、道路法等の一部を改正する法律（令和2年法律第31号）において創設された、歩行者利便増進道路制度（以下「本制度」という。）の取扱いについて必要な方針を定める。

第2 取扱い

本実施方針に記載がない事項は、法令及び国の通知等を準用する。
（参考：国のHP <https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/>）

第3 対象となる道路

供用中の都道を対象とし、法令及び国の通知による要件を満たす道路であることとし、原則として無電柱化が完了していること。

第4 事業予定者

事業予定者は道路占用を申請する者であり、各関係機関（区市町村、地元団体等）との調整を実施する。関係者との調整に当たっては、適宜道路管理者へ調整結果を報告し、作成した資料を提出すること。

第5 社会実装

事業予定者は、歩行者利便増進施設等による道路占用が行われることに伴う道路交通への影響等について検証が必要な場合は、自らの負担において社会実装を実施する。実施に当たっては、道路管理者を含む関係機関との調整、及び必要な手続等を実施すること。

第6 雑則

この実施方針は、令和5年4月1日から施行する。